資料５－２

ASAHIKAWA CITY

表　道内地方自治体再生可能エネルギー関連条例制定状況

概要					対象再生可能エネルギー種									導入不可エリア（抑制区域）の設定																		主な手続き									その他
No.	市町村名	名称	施行年月	目的	種別あり〇なし	太陽光	陸上風力	洋上風力	水力	バイオマス	地熱	雪氷熱	対象となる要件	エリア設定あり〇なし	地すべり防止区域	急傾斜地崩壊危険区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	砂防指定地	農業振興地域区域内農用地等	保安林区域	国立公園及び国定公園（特別地域及び普通地域）	河川区域・河川保全区域	景観計画区域	都市計画区域	用途地域	埋蔵文化財包蔵地	国指定史跡名勝天然記念物所在地	鳥獣保護区	その他	手続き記載あり〇なし	事前協議	周辺関係者への説明、住民説明会の開催	関係書類の閲覧	事業計画書等の届出	協議会の設置	協定の締結	工事着手・完了の届出	稼働状況等報告	
1	長沼町	長沼町太陽光発電施設の設置に関する条例	令和３年７月	・長沼町美しい景観づくり条例の遵守 ・町民の安全で安心な生活環境の確保 ・良好な自然環境と景観の保全	〇	〇							発電出力が 10 キロワット以上の太陽光発電施設	〇	〇	〇		〇		〇	〇		〇 ※1	〇 ※2		〇 ※3				〇 ※4	※1　河川保全区域のみ ※2　馬追丘陵区域 ※3　各住居専用地域、各住居地域及び各商業地域 ※4　国指定	〇	〇	〇		〇		〇	〇			
2	当別町	当別町再生可能エネルギー活用推進条例	平成28年3月	・エネルギーの安定的かつ自立した供給の確保 ・エネルギーの供給に係る環境への負荷の低減 ・地域経済の活性化につながる取組を推進	〇	〇	〇		〇	〇	〇	〇		〇			〇	〇	〇	〇	〇				〇						・農地法に規定する甲種農地、農用地区域内農地、第一種農地 ・その他市長が定める区域	〇	〇	〇		〇			〇			
3	ニセコ町	ニセコ町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例	令和４年４月	・地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の実施 ・町民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進	×								10 キロワット以上の定格出力をもつ再生可能エネルギー設備を設置しようとする事業者	〇	〇	〇		〇			〇											〇	〇	〇		〇		〇	〇	〇	地域振興型再生可能エネルギー事業の認定
4	古平町	古平町自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	令和２年３月	・美しい景観、豊かな自然環境及び町民の安心・安全な生活環境の保全 ・地球温暖化防止対策となる再生可能エネルギー発電事業推進との調和	〇	〇	〇						発電出力 10kW 以上の太陽光発電設備・風力発電設備	×																		〇		〇	〇	〇			〇	〇		
5	豊浦町	豊浦町再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱	平成30年7月	・良好な自然、景観及び生活環境との調和 ・設置区域及びその周辺地域における災害の防止 ・良好な生活環境の保全	〇	〇	〇		〇	〇	〇		・設置区域の土地の合計面積が5,000㎡以上 ・再生可能エネルギー発電設備の高さが 10m以上	×																		〇		〇		〇			〇			

概要					対象再生可能エネルギー種									導入不可エリア（抑制区域）の設定																				主な手続き									その他
No.	市町村名	名称	施行年月	目的	種別あり／なし	太陽光	陸上風力	洋上風力	水力	バイオマス	地熱	雪氷熱	対象となる要件	エリア設定あり／なし	地すべり防止区域	急傾斜地崩壊危険区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	砂防指定地	農業振興地域区域内農用地等	保安林区域	国立公園及び国定公園（特別地域及び普通地域）	河川区域・河川保全区域	景観計画区域	都市計画区域	用途地域	埋蔵文化財包蔵地	国指定史跡名勝天然記念物所在地	鳥獣保護区	その他	手続き記載あり／なし	事前協議	周辺関係者への説明、住民説明会の開催	関係書類の閲覧	事業計画書等の届出	協議会の設置	協定の締結	工事着手・完了の届出	稼働状況等報告	
6	厚真町	太陽光発電施設の設置に関する条例	令和２年９月	・太陽光発電事業と地域との共生 ・町民の安全で安心な生活環境の確保 ・良好な自然環境の保全	○	○							発電出力が 10kw 以上（以下を除く） ①建築物の屋根又は屋上に設置するもの ②発電する電力の全部又は一部を自家消費するもの ③建築物（住宅、事業所等）の敷地内に設置するもの	○	○	○		○	○							○ ※5	○			※5　一種低層住専、二種低層住専の一部・ルーラルビレッジ地区、フォーラムビレッジ地区	○	○	○		○			○		
7	安平町	安平町太陽光発電施設の設置に関する条例	令和２年12月	・太陽光発電事業と地域との共生 ・町民の安全で安心な生活環境の確保 ・良好な自然環境の保全	○	○							出力の合計が 10 キロワット以上のもの（同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電施設の合算した出力が 10 キロワット以上となる場合を含む。） 建築物の屋根又は屋上に設置する太陽光発電事業	○	○	○		○	○								○			自然環境及び住環境が良好な地区のうち、その地区における自然環境及び住環境を保全することが特に必要と認められるものとして、規則で定める区域	○	○	○		○			○		

概要					対象再生可能エネルギー種									導入不可エリア（抑制区域）の設定																			主な手続き									その他
No.	市町村名	名称	施行年月	目的	種別あり/なし	太陽光	陸上風力	洋上風力	水力	バイオマス	地熱	雪氷熱	対象となる要件	エリア設定あり/なし	地すべり防止区域	急傾斜地崩壊危険区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	砂防指定地	農業振興地域区域内農用地等	保安林区域	国立公園及び国定公園（特別地域及び普通地域）	河川区域・河川保全区域	景観計画区域	都市計画区域	用途地域	埋蔵文化財包蔵地	国指定史跡名勝天然記念物所在地	鳥獣保護区	その他	手続き記載あり/なし	事前協議	周辺関係者への説明、住民説明会の開催	関係書類の閲覧	事業計画書等の届出	協議会の設置	協定の締結	工事着手・完了の届出	稼働状況等報告	
8	えりも町	えりも町再生可能エネルギー発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例	令和3年9月	・えりも町民の安全・安心及び良好な生活環境、自然環境、景観の確保	○	○	○	○	○	○	○			○			○														・急傾斜地等・住宅からの離隔距離を設定（大型風車：風車全高の5倍以上、小型風車：250m、それ以外：30m）・防災行政無線からの距離（中継局から300m、屋外子局から250m）・埋蔵文化財包蔵地又は埋蔵文化財包蔵地隣接地若しくは事業区域面積合計が10,000㎡を超える場合はえりも町教育委員会と協議必要	○	○※6	○		○			○		※6　条件により、テレビ中継局、航空自衛隊襟裳分屯基地、町教育委員会との協議必要
9	鹿部町	鹿部町地熱資源の保護及び活用に関する条例	平成31年4月	・地熱発電と自然環境及び生活環境との調和並びに町民との共生 ・地域の地熱資源の持続可能な利活用及び地域の振興	○						○			×																	○		○※7			○		○	○	※7　調査前、掘削前
10	士別市	士別市の自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	令和7年4月	・地域と共生する再生可能エネルギー発電事業の普及 ・再生可能エネルギー発電事業と地域との調和及び市民の安全で安心な生活の確保	○	○	○		○	○	○		発電出力10キロワット以上、自己消費を除く	○			○	○	○																						
11	東神楽町	東神楽町再生可能エネルギー推進条例	平成25年4月	・環境負荷の軽減及び低炭素化 ・社会への環境保全に貢献 ・地域経済の発展に寄与	○	○	○		○	○	○	○	太陽光：発電出力10kW以上 風力:発電出力20kW以上で、1年間以上の風況観測を実際に実施 水力：発電出力1,000kW以下 バイオマス:発電出力10kW以上 雪氷熱:冷気、冷水の流量を調整する機能を有する設備	×																		○				○					発電設備等を新設または増設した事業者には、課税免除の支援措置あり

概要					対象再生可能エネルギー種									導入不可エリア（抑制区域）の設定																			主な手続き									その他
No.	市町村名	名称	施行年月	目的	種別あり／なし	太陽光	陸上風力	洋上風力	水力	バイオマス	地熱	雪氷熱	対象となる要件	エリア設定あり／なし	地すべり防止区域	急傾斜地崩壊危険区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	砂防指定地	農業振興地域区域内農用地等	保安林区域	国立公園及び国定公園（特別地域及び普通地域）	河川区域・河川保全区域	景観計画区域	都市計画区域	用途地域	埋蔵文化財包蔵地	国指定史跡名勝天然記念物所在地	鳥獣保護区	その他	手続き記載あり／なし	事前協議	周辺関係者への説明、住民説明会の開催	関係書類の閲覧	事業計画書等の届出	協議会の設置	協定の締結	工事着手・完了の届出	稼働状況等報告	
12	羽幌町	羽幌町再生可能エネルギー発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例	令和４年４月	・地域の環境保全 ・住民の安全で安心な生活環境の確保	○	○	○	○	○	○	○		太陽光：出力合計10kW以上（近接した場所に設置する太陽光パネルの合算した出力が10kW以上となる場合を含む。） 風力：大型はロータの受風面積200㎡以上若しくは出力20kW以上、小型は、ロータの受風面積200㎡未満で、かつ、出力20kW未満、マイクロは小形風力発電設備のうち、ロータの受風面積が3㎡未満で、かつ、出力2kW未満	○				○												・土石流危険渓流の想定氾濫区域及び流域 ・住宅からの離隔距離を設定（大型風車及びバイオマス：300m、小形風力：200m、マイクロ風力：100m）※近隣住民等から同意を得た場合は適用外 ・道路からの離隔距離を設定（発電設備の地上からの高さの等倍） ・海上は、景観、漁業及び船舶の航行等に支障を及ぼさない（再生可能エネルギー海域法の促進区域は適用外）	○		○		○			○		
13	稚内市	稚内市小型風力発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例	平成29年12月	・事故等の発生防止・再生可能エネルギーの導入拡大 ・市民の安全と安心及び地域の安全の確保・生活環境の保全	○		○						小型風力：ロータの受風面積が25㎡かつ出力5kW以上50kW未満マイクロ風力：ロータの受風面積が25㎡かつ出力5kW未満	×																	・住宅からの離隔距離を設定（小形風力：100ｍ、マイクロ風力：50m）※近隣住民等から同意を得た場合は適用外	○		○							
14	斜里町	斜里町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例	令和４年４月	・再生可能エネルギー発電事業と地域との共生 ・町民の安全で安心な生活環境の確保 ・良好な自然環境の保全との調和	○	○	○	○					太陽光：事業用の発電出力が10kw以上 風力：高さが15m以上	○		○	○	○			○	○										○		○		○				
15	興部町	興部町再生可能エネルギー発電設備設置促進条例	平成28年12月	・家畜ふん尿処理を中心としたバイオマス産業都市構想の推進 ・その他バイオマス資源による再生可能エネルギー源の利用促進 ・地域内のエネルギー自給率の向上及び地球温暖化防止に寄与	○	○	○	○	○	○			太陽光：発電出力10kW以上 風力：発電出力20kW以上 水力：発電出力1,000kW以下 バイオマス：発電出力10kW以上	×																		×								奨励措置対象事業者には、課税免除の措置あり

概要					対象再生可能エネルギー種									導入不可エリア（抑制区域）の設定																			主な手続き									その他
No.	市町村名	名称	施行年月	目的	種別あり／なし	太陽光	陸上風力	洋上風力	水力	バイオマス	地熱	雪氷熱	対象となる要件	エリア設定あり／なし	地すべり防止区域	急傾斜地崩壊危険区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	砂防指定地	農業振興地域区域内農用地等	保安林区域	国立公園及び国定公園（特別地域及び普通地域）	河川区域・河川保全区域	景観計画区域	都市計画区域	用途地域	埋蔵文化財包蔵地	国指定史跡名勝天然記念物所在地	鳥獣保護区	その他	手続き記載あり／なし	事前協議	周辺関係者への説明、住民説明会の開催	関係書類の閲覧	事業計画書等の届出	協議会の設置	協定の締結	工事着手・完了の届出	稼働状況等報告	
16	浜中町	浜中町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例	令和７年４月	・豊かな自然環境及び安心安全な生活環境の保全及び形成と再生可能エネルギー発電施設との調和 ・潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与	○	○	○						太陽光：発電出力10ｋW以上（建築物の屋根又は上に設置するもの、建築物と併設されるもので自己消費目的のものは適用外） 風力：高さ15m以上	○	○ ※8	○ ※8		○ ※8	○ ※9	○ ※9	○ ※8	○ ※9	○ ※9						○ ※8	○ ※9	※8　禁止区域 ※9　抑制区域 ・景観形成重点区域 ・ラムサール条約登録湿地	○		○		○			○		
17	弟子屈町	弟子屈町地熱資源の保護及び活用に関する条例	平成29年1月	・地熱発電と自然環境及び生活環境との調和並びに町民との共生 ・地域の地熱資源の持続可能な利活用及び地域の振興	○						○			×																	○		○ ※7		○			○		※7　調査前、掘削前
18	鶴居村	鶴居村美しい景観等と太陽光発電事業との共生に関する条例	令和４年１月	・地域と共生して調和のとれた太陽光発電事業の促進 ・地域と共生して調和のとれた太陽光発電施設の利用の促進	○	○							発電出力10kW以上	○	○	○	○	○		○	○	○	○						○	○	・重点道路沿道区域（未来へつなげる景観むらづくり条例第10条第１項）									
19	苫小牧市	苫小牧市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	令和７年４月	・豊かな自然環境及び市民の安全で安心な生活環境の保全 ・地球温暖化防止対策となる再生可能エネルギー発電事業推進との調和	○	○	○						再生可能エネルギー発電設備の出力の合計が10kW以上	○	○	○			○	○		○※10				○※11			○※12	※10　自然公園の１種特別地域※11　第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住（風力発電のブレード設置の場合に限る）居専用地域、第１種住居地域、第２種住居地域及び準住居地域※12　特別保護地区・環境緑地保護地区、自然景観保護地区及び学術自然保護地区（北海道自然環境等保全条例）・自然環境保全地区（苫小牧市自然環境保全条例）	○	○	○		○			○	○	